令和元年度　「産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業」公募要領

第１　事業の目的

本事業は、これまで産業用ロボットをはじめとした先端設備（以下、「産業用ロボット等」という。）の活用が進んでいない分野・工程（以下、「未活用領域」という。）に産業用ロボット等を導入し実証することで、未活用領域への産業用ロボット等の導入時における課題解決モデルを創出し､未活用領域への産業用ロボット等の活用範囲の拡大を図ることを目的としています。

第２　事業概要

公益財団法人　北九州産業学術推進機構（以下「ＦＡＩＳ」という。）では、未活用領域への産業用ロボット等の導入実証を行うとともに、産業用ロボット等の導入時における課題解決モデルの創出を行う中小ものづくり企業に対し、産業用ロボット等の導入費用等の一部を補助します。

なお、創出した課題解決モデルは、北九州市内企業への公表を予定しております。

１　補助対象者

北九州市内に事業所（本社、支店、営業所、工場等）を有する者のうち、次の全てに該当するものとします。

（１）資本の額又は出資の総額が３億円未満の会社、又は常時使用する従業員の数が３００人以下（ゴム製品製造業の場合は９００人以下）の会社及び個人であって、製造業に属する事業を営むもの

（２）専門家の指導を受けるなどし、生産性の向上に関する計画を作成したもの

（３）市税を滞納してないもの

（４）暴力団員でないもの、また暴力団員と密接な関係を有する者ではないもの

※　常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

※　「製造業に属する事業」とは、日本標準産業分類「大分類Ｅ　製造業」に属する、次の各事業のことを言います。

食料品製造業	窯業・土石製品製造業
飲料・たばこ・飼料製造業	鉄鋼業
繊維工業	非鉄金属製造業
木材・木製品製造業（家具を除く）	金属製品製造業
家具・装備品製造業	はん用機械器具製造業
パルプ・紙・紙加工品製造業	生産用機械器具製造業
印刷・同関連業	業務用機械器具製造業
化学工業	電子部品・デバイス・電子回路製造業
石油製品・石炭製品製造業	電気機械器具製造業
プラスチック製品製造業	情報通信機械器具製造業

ゴム製品製造業	輸送用機械器具製造業
なめし革・同製品・毛皮製造業	その他の製造業

※　次のいずれかに該当する者は、補助対象者から除きます。

①　申請時に事業を営んでいない者

②　発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上が同一の大企業（注）の所有に属している者

③　発行済株式の総数又は出資価額の３分の２以上が大企業の所有に属している者

④　役員の総数の２分の１以上が大企業の役員又は職員を兼ねている者

（注）大企業とは、資本の額又は出資の総額が３億円以上、かつ常時使用する従業員の数が３００人以上の会社のことです。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱いません。

・　中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

・　投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

⑤　市税を滞納している者

⑥　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

⑦　法人の場合にあっては、その役員のうちに暴力団員がいる者

⑧　暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用している者

⑨　自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められる者

２　補助対象事業

北九州市内の事業所において生産性向上を図ることを目的に、未活用領域への産業用ロボット等の導入実証を行うとともに、産業用ロボット等導入時における課題解決モデルの創出を行う事業とします。

（１）産業用ロボットについて

「産業用ロボット」とは、自動制御によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、各種の作業（溶接、組立、搬送、塗装、検査、研磨、洗浄等）をプログラムにより実行できる機械をいい、産業用ロボットの制御ソフトウェアの導入についても原則として対象とします。

また、直接製造に関連する部分以外の、事業活動全体の活性化に大きく資する経営管理（生産、在庫、労務及び財務等）の効率化のために導入する産業用ロボットについても対象とします。

（２）「生産性の向上」の例

①作業人数の削減（２０パーセント以上の省人化）

②労働時間の短縮（２０パーセント以上の労働時間短縮）

③単位時間毎の生産量の増大（２０パーセント以上の生産量の増大）

④生産コストの削減（２０パーセント以上のコスト削減）　など。

３　補助率

補助対象経費の２／３以内

４　補助上限額

１件当たり、６００万円まで（ただしＦＡＩＳの予算の範囲内）
（千円未満は切り捨て）

５　補助対象経費

補助対象者が、未活用領域への産業用ロボット等の導入実証及び産業用ロボット等の導入時における課題解決モデルの創出に要する次に掲げる経費のうち、FAIS 理事長が必要かつ適当と認める経費です。（消費税相当額を除く。）

経　費　区　分	内　　容
人件費	ロボットシステムの実証に従事する時間の人件費 （※ただし、補助事業者が従業員等に支払う人件費は、補助金額の 100 分の 20 以内とします。）
外注費	システムインテグレーター企業（Sler 企業）等によるシステム設計、試作・検証費、構築・導入支援費
物品購入費	ロボット、周辺機器等の購入に係る経費
そ　の　他	ここに掲げるものの他、理事長が特に必要と認める経費

※　補助対象経費は、**交付決定後の令和元年度内に事業着手し、令和２年２月末日までに取得・支出する経費**を補助の対象とします。（※人件費については、補助期間終了後一月以内に支払いが確認できる書類が提出できる場合は、この限りではありません。

■補助対象外の経費例（あくまでも例示であり、下記が全てではありません。）

①事務的に汎用性の高いＯＡ機器、ソフトウェア購入費
②筆記用具やコピー用紙等文具類、及びインクカートリッジ等ＯＡ関連用品の購入費。
③辞書、ハンドブック、入門書等、事業実施に直接必要のない図書費。
④茶菓子代、飲食費及び交際接待費。
⑤補助事業と関係のない学会及びセミナー参加料
⑥補助事業と関係のある学会であっても、その年会費、食事代、懇親会費等
⑦振込手数料、代金引換手数料（取引先が振込手数料を負担する場合であって、取引価格の内数になっている場合は補助対象とすることができます。ただし、請求書または振込明細書等で明確に確認できる場合に限ります。）
⑧タクシー料金、グリーン料金、及びビジネス・ファーストクラス料金等

※不明な場合は、必ず弊機構までお問い合わせください。

６　事業期間

交付決定日～令和２年（２０２０年）２月２９日

７　採択方法

補助金の交付を希望するものから提出された「補助金申請必要書類一式」に基づき、ＦＡＩＳが設置する審査委員会（学識経験者等で構成）で審査します。

８　補助事業スケジュール

補助事業年度(令和元年度)		補助事業終了後	
2019 年 8 月	2020 年 2 月末	～2020 年 3 月末	３年間
補助事業申請→審査会→採択（不採択）決定→事業着手→ 変更申請（必要に応じ）→（導入完了）→現地確認→実績報告→ 補助金額確定→請求		補助金支払 （最終）	成果状況報告 （FAIS の求めに応じて）

※　補助金の額の確定や支払は、補助事業が終了したものから随時行います。

第３　補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

① 補助事業の内容、経費の配分または事業計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合は、事前に理事長の承認を受けること。

② 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に理事長の承認を受けること。

③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに理事長に報告してその指示を受けること。

④ 補助事業の進捗状況等確認のためにＦＡＩＳが報告を求めた場合は，遅滞なくＦＡＩＳに報告すること。また、必要に応じてＦＡＩＳが現地確認を行う場合は、これに協力すること。

⑤ 補助事業を完了した場合は、令和２年（２０２０年）２月末迄に、事業実績をＦＡＩＳに報告すること。

⑥ 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。また、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の財産については、取得財産ごとの減価償却期間の耐用年数以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前に理事長の承認を受け、また、財産処分によって得た収入の一部をＦＡＩＳ納付すること。（納付金額）＝（残存価値）×（補助率）

⑦ 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後３年間、ＦＡＩＳ求めに応じて、当該事業状況について、ＦＡＩＳに報告すること。また、補助事業に関係する調査に協力すること。

⑧ 補助事業終了後、ＦＡＩＳが必要と判断した場合は、補助事業の成果を発表すること。また、ＦＡＩＳが補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力すること。※を参照。

※本事業では、未活用領域への産業用ロボット等の導入の促進を目的とし、未活用領域へ産業用ロボットを導入する際に生じる様々な課題の解決モデルを創出していただきます。このため、創出していただいた課題解決モデルについては、公表することを予定しております。なお、公表内容につきましては、各補助事業者と相談のうえ、決定します。

第４　申請手続き等

１　補助事業申請期間

令和元年８月２１日（水）～令和元年９月３０日（月）　１７時３０分＜必着＞

※受付けた申請は随時採択の可否について審査を行い、予算がなくなり次第終了いたします。

２　提出書類

（１）次の書類を提出してください。

提　出　書　類	部数	備　　考
産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業申請書	２部	正１部、写１部
株主等一覧表	２部	
会社概要及び経歴	２部	既存の会社パンフレットでも可
定款（個人の場合，事業開始時に税務署に提出する「個人事業の開廃業等届出書」控の写し）	１部	
直近２期分の収支決算書（貸借対照表・損益計算書）、製造原価計算書、株主資本等変動報告書等	１部	創業２年未満の場合は、創業期から直近までの収支決算書
市税に滞納がないことの証明	１部	市税事務所（東部・西部）にて市税証明「市税に滞納がないことの証明」を申請すること。
産業用ロボットの詳細が分かる資料（パンフレット等）	１部	
補助事業に要する経費の根拠となる資料（見積書等）	１部	

※上記の提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明をしていただくことがあります。

※一度提出された書類の返却はしませんのでご了承ください。

（２）用紙の大きさ等

提出書類の用紙は、Ａ４縦位置、横書きとしてください。

ただし、決算報告書、定款、パンフレット類等については、既存のものを活用しても構いません（Ａ４縦位置、横書きでなくても可）。

（３）提出方法

書類の提出は、持参又は郵送により行ってください。郵送の場合は、封筒の表に「産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業申請書」と朱書きしてください。

＜提出先及び問合先＞
公益財団法人　北九州産業学術推進機構
産学連携統括センター　ロボット技術センター
〒８０８－０１３８　北九州市若松区ひびきの北８－１
TEL（０９３）６９５－３０８５　FAX （０９３）６９５－３５２５

３　審査方法

ＦＡＩＳが設置する審査委員会において、提出書類及び申請者によるプレゼンテーション（必要な場合にのみ実施）に基づいて審査、評価採点を行い、その結果を基に予算の範囲内で採択事業を決定します。

なお、申請件数が多数の場合は、提出書類により事前選考を行った上で、審査を行うことがあります。

【審査基準】

・　採択基準（事業期間内での産業用ロボットの導入可能性、財務の健全性等）

・　事業性評価基準

（産業用ロボット等の導入の妥当性、生産性向上への取組みや実施体制、雇用の維持等）

４　採択結果

採択結果は、採択（不採択）通知を申請者に郵送します。また、採択となった場合は、ＦＡＩＳのホームページにて公表します。

５　スケジュール（予定）

提出書類の受付	→	審　　査	→	採択結果通知
2019 年 8 月 21 日（水） ～9 月 30 日（月）17:30 必着		随時		随時

◎補助金の交付は、当該補助事業の予算の範囲内で行います。審査内容により採択額が減額されることがあります。

６　補助金の支払

補助金の支払は、補助事業終了後、実績報告書の内容を確認した上で行います。

したがって、補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。

７　補助金重複受領の禁止

実質的に同一内容の事業（相当程度重なる場合を含む。）について、この補助金と他の制度の補助金等を重複して受けることはできません。

重複受領の事実が判明した場合は、不採択の決定又は採択の取消を行うことがあります。